

# お知らせ

## 双珠別ダムからの放流について皆さまにお願い

ダムの水門を開けて水を流すときには、スピーカーあるいはサイレンまたは、スピーカーとサイレンにてお知らせしますので、事故防止のため、河川から離れてください。

特に魚釣りや子どもの川遊びなどには、十分注意願います。

水門から水を流すのは、

① 雪どけや降雨などにより川の水量が増えたとき

② 発電設備を点検補修するとき

③ 車両の転落事故など、予想できない事故があったときなど。

◆放流するときは皆さまへ周知します

【サイレンによる周知】

○ダム放流を開始するとき、ダム放流により川の水量が増え始める約10分前から吹鳴します。

○ダム地点において、ダム放流量が30m<sup>3</sup>/秒、105m<sup>3</sup>/秒になったとき、吹鳴し

ます。

【スピーカーによる周知】  
○ダム放流を開始するとき、ダム地点以外において、ダ

ム放流により川の水量が増え始める約15分前から放送します。

○ダム地点以外において、ダム放流量が30m<sup>3</sup>/秒、105m<sup>3</sup>/秒になったとき、放送します。

■お問い合わせ

北海道電力株式会社 日高水力センター  
電話 01457-62076

## 平成25年調理師試験受験案内

◆試験日時

8月21日 13時30分～16時

◆試験地

滝川市

(占冠村に住所を有する場合)

◆受験資格

学校教育法第57条（高等学校入学資格）に規定する方で、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設または飲食店営業、魚介類販売業もしくはそ

うざい製造業に該当する営業において平成25年5月24日までに2年以上調理の業務に従事した方

◆受験願書の提出先

富良野保健所

◆受付期間  
5月13日～24日

※郵送の場合は平成24年5月24日までの消印のあるものに限りま

■お問い合わせ

富良野保健所 健康推進課  
保健予防係  
電話 23-3161

## 「融雪・洪水について」

この時期、まだ多くの積雪が残っている山岳部では、気温が上昇し雨が降ると一気に雪が解けて、雪解け水の流れ込む川では水かさが増し、流れも急激に速くなります。大きな河川はもちろんのこと、小さな川や用水路であっても油断は禁物です。河川の増水には十分注意し、むやみに近づかないようにしましょう。

気象台では、雪の解ける量や雨が降る量を考慮し、低い土地の浸水などが予想される場合は「融雪注意報」を、川の水量が増えて洪水の恐れがある場合は「洪水注意報」や「洪水警報」を発表して注意・警戒を呼びかけます。

■お問い合わせ

旭川地方気象台総務課  
電話 0166-327101  
<http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/>

## 運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習

◎4月5日（金） 13時～

◎4月15日（月） 13時～

■一般講習

◎4月5日（金） 14時～

◎4月15日（月） 14時～

■違反講習

◎4月10日（水） 13時～

◎4月25日（木） 13時～

■初回講習

◎5月10日（金） 13時～

東日本大震災から二年が経過しました。  
多くの義援金をお寄せいただき

ありがとうございました

平成23年3月11日に日本を襲った東日本大震災から二年が経過しました。あらためて、亡くなられた皆さまのご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

そして、震災直後より、あたたかいご支援の義援金をお寄せいただきました皆さまに厚く御礼申し上げます。

日本赤十字社北海道支部には、これまでに60億円を超える義援金が寄せられ、全国では3,649億円の義援金が寄せられています。義援金は、被災都道府県の義援金配分委員会を通じて被災者の方々へ届けられています。

このたび日本赤十字社では、義援金の受付期間を平成26年3月31日まで延長することにいたしましたので、引き続き皆さまのご協力をよろしく願いいたします。

日本赤十字社 占冠分区 （保健福祉課内 電話56-2122）

# お知らせ

## 憲法週間を迎えて

5月1日から7日まで

「憲法週間」です

## 憲

法記念日(5月3日)を中心とした5月1日から7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

## 法

務省や検察庁、弁護士会などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っています。

## 週

間行事への参加をきっかけとして裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。国民の皆さんの参加をお待ちしておりますので、ご興味のある方は、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせいただくか、裁判所ウェブサイトをご確認ください。

## 間

もなく、「裁判制度」が始まってから3年が経過します。裁判所では、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいもの

となるように、裁判の制度や仕組みについて、幅広い広報活動を行っています。

### ■お問い合わせ

旭川地方裁判所事務局総務課庶務係  
電話 0166-51-6255

### 裁判員制度説明会及び裁判員裁判法廷見学会のお知らせ

旭川地方・家庭裁判所において、裁判員制度説明会及び裁判員裁判法廷見学会を行います。ふるってご参加ください。

#### ◆日時 5月8日(水)

午後1時30分から午後2時45分まで

#### ◆場所 旭川地方裁判所(第1号法廷)

#### ◆定員 48人

(事前申込制・先着順)

#### ◆説明者 裁判官等

旭川地方・家庭裁判所ウェブサイト  
<http://www.courts.go.jp/asahikawa/>

## ブロードバンドを利用しましょう!

平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業の実施により、占冠村でもインターネットの光ブロードバンドサービスが利用できるようになりました。

住民の皆様の積極的なご利用をお願い申し上げます。  
■企画商工課企画担当



## 村営住宅入居者募集のご案内

### ■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。

●月収が15万8,000円以下の方。

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8,000円以下の方)

※单身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2名必要です。

★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね5月1日(水)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当  
トマム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当  
☎ 56-2172

### 募集団地 ●受付期限 4月15日(月)

●占冠地区 2戸	●トマム地区 2戸
○占冠団地	○第3トマム団地
3DK 2戸	3LDK 1戸
●中央地区 1戸	○第2トマム団地
○第2千歳団地	3LDK 1戸
4LDK 1戸	

皆様の入居を  
お待ちしております

※みなし特公賃住宅は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。